

子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定に係る承認基準の特例

子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」（令和5年4月28日こ総会発第54号。以下「こども家庭庁承認基準」という。）に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

1 財産処分を必要としない一時使用の範囲に関する特例

児童厚生施設等の補助施設等（※）であって、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、施設の業務時間内の時間帯において、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、施設の業務時間外の時間帯や休日における一時使用と同様に、財産処分に該当せず、手続を不要とするものとする。

なお、この場合の一時使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合は、他の用途に使用することによって本来の事業目的に支障をきたす場合には、財産処分の手続を必要とするものであること。

※ 児童厚生施設等

平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）並びに平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業等実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設、平成26年4月1日雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童健全育成事業等実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設、平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設及び令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設並びに平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「病児保育事業実施要綱」に基づく病児保育事業を実施するための施設及び令和6年3月30日こ成保第180号こども家庭庁成育局長通知の別紙「病児保育事業実施要綱」に基づく病児保育事業を実施するための施設

設。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

以下に掲げる財産処分については、こども家庭庁承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。

- (1) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の児童厚生施設等（※）の財産処分（無償譲渡及び無償貸付に限る。）であって、譲渡又は貸付先が他の地方公共団体又は社会福祉法人で同一事業を継続するもの。
- (2) 社会福祉法人が行う児童厚生施設等の財産処分（無償譲渡及び無償貸付に限る。）であって、譲渡又は貸付先が他の社会福祉法人又は地方公共団体で同一事業を継続するもの。
- (3) 経過年数が10年以上の児童厚生施設等の転用（こども家庭庁承認基準別表に掲げる事業及び社会福祉法第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業に掲げる事業への転用に限る。）。
- (4) 児童厚生施設等に係る以下の財産処分。
 - ① 児童厚生施設等を乳児等通園支援事業所に転用する場合の財産処分。
 - ② 地方公共団体、社会福祉法人又は学校法人が児童厚生施設等を他の地方公共団体、社会福祉法人又は学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、乳児等通園支援事業所となる場合の財産処分（ただし、社会福祉法人又は学校法人にあつては、経過年数が10年以上の児童厚生施設等に限る。）。
- (5) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の児童厚生施設等の補助施設等の一部の転用（※）であつて、次の条件をいずれも満たす場合。
 - ア 転用後の用途が別添2の別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（こども家庭庁所管及び厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等又は企業主導型保育事業を行う施設に限る。）であること。
 - イ 当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているものとの判断の下に行うものであること。
 - ※ 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。

3 国庫納付に関する承認の基準の特例

地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年以上の児童厚生施設等の補助施設等に係る財産処分であつて、下記アに掲げる条件のいずれかに該当する場合又は、地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の児童厚生施設等の補助施設等の一部の転用（※）であつて、下記イに掲げる条件を満たす場合については、こども家庭庁承認基準第3の2の（1）に規定されていないものについても、同項に規定するものとして取り扱うことができることとする。（いずれの場合も、当該事業に係る社会資

源が当該地域において充足していることを前提とする。)

なお、本取扱いによる場合には、こども家庭庁承認基準第3の2の(3)に規定する再処分に関する条件が付されるものとする。

ア 地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年以上の施設等の財産処分

- ① 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、重層的支援体制整備事業に使用する場合
- ② 交換により得た施設等において、重層的支援体制整備事業を行う場合
- ③ 重層的支援体制整備事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）
- ④ 無償譲渡又は無償貸付の後に、乳児等通園支援事業所に使用する場合（2の(6)②に規定する場合を除く。）

イ 地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の施設等の一部転用

転用後の用途が別添2の別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（こども家庭庁所管及び厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等又は企業主導型保育事業を行う施設に限る。）であること。

※ 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。